

5-1 締結協定等一覧

| No | 協定の名称 | 協定の相手先 | 締結年月日 | 備考 |
|------|--|--|-----------|----|
| 5-2 | 月新水道企業団災害時の月形町職員の救援に関する協定 | 月新水道企業団 | H13.11.1 | |
| 5-3 | 月形学園における逃走事故発生時の公表要領について(覚書) | 月形学園 | H17.12.19 | |
| 5-4 | 災害時の町所管施設等の災害応急対策活動に関する協定 | 月形建設業協会 | H19.7.1 | |
| 5-5 | 災害時住民避難用車両の使用に関する協定書 | 障害者支援施設雪の聖母園 知的障害者更生施設つきがた友朋の丘 特別養護老人ホーム月形愛光園 月形藤の園 特養部 養護部 医療法人社団 北柳会 | H19.7.1 | |
| 5-6 | 災害時要援護者用避難施設の使用に関する協定書 | 障害者支援施設雪の聖母園 知的障害者更生施設つきがた友朋の丘 特別養護老人ホーム月形愛光園 月形藤の園 特養部 養護部 医療法人社団 北柳会 | H19.7.1 | |
| 5-7 | 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 | 北海道コカ・コーラボトリング(株) | H20.5.28 | |
| 5-8 | 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 | 月形町内郵便局 | H20.5.30 | |
| 5-9 | 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 | 道及び全道179市町村 | H20.6.10 | |
| 5-10 | 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ | 北海道開発局 | H22.5.31 | |
| 5-11 | 災害等の発生時における月形町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 | 北海道エルピーガス災害対策協議会 | H22.8.10 | |
| 5-12 | 大規模災害時等における連携に関する協定書 | 岩見沢警察署 岩見沢地区消防事務組合 陸上自衛隊第2対艦ミサイル連隊 | H27.6.22 | |
| 5-13 | 南空知災害時相互応援に関する協定 | 空知総合振興局及び南空知11市町 | H24.11.26 | |
| 5-14 | 災害時における機器の調達に関する協定 | (株)共成レンテム美唄営業所 | H25.2.19 | |
| 5-15 | 北海道広域消防相互応援協定 | 道内20市、8町、44消防組合 | H3.4.1 | |
| 5-16 | 災害時における貨物自動車輸送の協力に関する月形町と札幌地区トラック協会岩見沢支部との協定書 | 札幌地区トラック協会岩見沢支部 | H26.8.7 | |
| 5-17 | 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 | 南空知地方石油業協同組合 | H26.11.25 | |

資料編 5

5-2

月新水道企業団災害時の月形町職員の救援に関する協定

地震、異常湧水等により水道災害において、月新水道企業団の速やかな配水能力を回復するために月形町職員の救援活動について、月新水道企業団（以下「甲」という。）は、月形町（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

第1条 月新水道企業団が月形町の救援を得なければ対応が困難であると判断した場合に応援を要請する。

第2条 救援の要請は、次の事項を明らかにし速やかに要請する。

- (1) 災害状況
- (2) 必要とする職員の人数
- (3) 救援場所
- (4) 救援期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

第3条 救援活動は、応急給水作業、広報作業とする。

第4条 この協定に基づく救援に関する費用は、原則として月新水道企業団の負担とする。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成13年11月1日

甲 月新水道企業団副企業長 目 黒 靖 明

北海道樺戸郡月形町1219番地

乙 月形町

月形町長 奥 山 功

資料編 5

5-3

月形学園における逃走事故発生時の公表要領について（覚書）

月形学園において逃走事故が発生した場合における、月形町及び同町住民に対する事実の公表を迅速かつ確実に行うため、夏季のとおり申し合わせ、覚書を交換する。

平成17年12月19日

月形町長 櫻庭 誠 二

月形学園 柿崎 伸 二

記

1 月形学園において逃走事故が発生した場合、同学園の公表担当者（以下「学園担当者」という。）は、月形町の公表担当者（以下「町担当者」という。）に対して次の事項について電話連絡又はファクシミリ送信を行う。

なお、町担当者に対する連絡の自宅固定電話にのみ架電し、ファクシミリ送信は翌日の午前8時30分以降に行う。

(1) 事故発生時連絡

学園担当者は、逃走事故発生後、可及的速やかにその事実を別紙1により連絡する。

(2) 中間連絡

学園担当者は、上記(1)の連絡の翌日から翌日から下記(3)の身柄確保連絡日までの間、少なくとも毎日1回、町担当者に逃走者の捜索状況等について電話等により連絡する。

(3) 逃走者の身柄確保を確認したときは、速やかに別紙2によりその日時、場所等を町担当者に連絡する。

2 町担当者は、学園担当者から上記1(1)ないし(3)の連絡を受けた場合は、町内に所在する高等学校、中学校、小学校、保育園、老人福祉施設等の関係機関及び住民に対してファクシミリその他適宜の方法により、その内容を速やかに伝達するものとする。

3 公表担当者

(1) 月形町及び月形学園における公表担当者及び不在時の代理は下表のとおりとする。

| 施設名 | 月形町 | 月形学園 |
|-------|---------|---------|
| 電話番号 | 53-2321 | 53-2736 |
| FAX番号 | 53-4373 | 53-2102 |
| 公表担当者 | 総務課長 | 次長 |
| 氏名 | | |
| 固定電話 | | |
| 第1代理 | 危機管理係長 | 庶務課長 |
| 氏名 | | |
| 固定電話 | | |
| 第2代理 | | 庶務係長 |
| 氏名 | | |
| 固定電話 | | |

(2) 上記(1)表中に変更があった場合、月形町及び月形学園の長は、その旨を速やかに文書をもって相互に通知するものとする。

資料編 5

5-4

災害時の町所管施設等の災害応急対策活動に関する協定書

月形町（以下「甲」という。）と 月形建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における甲が所管する施設等（以下「施設等」という。）の災害応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、台風その他による災害が月形町において発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙及び乙の会員の協力を得て施設等に係る応急対策活動を行うことにより、速やかな被害の拡大防止と被害施設等の早期災害復旧を図ることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙の会員（以下「丙」という。）を代表するものとする。

（応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設等の災害応急対策活動並びに災害廃棄物の除去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送

（要請）

第3条 甲は、丙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 乙は、丙の中から最も適切な現場責任会社（以下「丁」という。）を定め、甲に報告しなければならない。

（報告）

第4条 丁は、甲の指示により応急対策活動の開始並びに完了した場合には、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

2 前項に掲げる報告は、作業開始及び作業終了時刻並びに使用した資機材等について、書面により行うものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、乙に要請し、丙が決定後遅滞なく丙と随意契約を締結するものとする。

（応急対策活動経費）

第6条 丙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲、丙協議して定めるものとする。

3 丙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

（第三者等に対する損害）

第7条 丙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、丙が協議してその賠償をするものとする。

（連絡体制の確立）

第8条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報交換等）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必

資料編 5

要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員の保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第 10 条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙及び乙の会員の参加を要請することができる。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙の連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては総務課防災担当係長、乙においては、会長を務める会員の担当者をもって充てる。

(他の協定等との関係)

第 12 条 この協定は、乙又は丙が既に締結している他機関等との災害時に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(安全管理)

第 13 条 丙は、第 4 条の業務の遂行にあたり、乙に危険が迫る等、業務を遂行することが困難であると判断した場合は、丙の判断により業務を中断することができる。

2 丙は、災害現場における作業員の安全に十分に配慮するとともに適切な対応を行わなければならない。

(有効期限)

第 14 条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 19 年 7 月 1 日

甲 樺戸郡月形町 1 2 1 9 番地
月形町
月形町長 櫻庭 誠 二

乙 樺戸郡月形町富本町 8 番地
月形建設業協会
会長 福居 正 憲

(総則)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により住民が避難を余儀なくされた場合に、月形町（以下「甲」という。）が、社会福祉施設等（以下「乙」という。）に対し、住民避難用車両（以下「避難用車両」という。）として乙が所有する車両の使用について協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(車両の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、災害発生時又は災害の発生が予測されることから、住民に対して避難所等への一斉避難指示を行うに当たり、避難用車両として乙の所有する車両を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲から要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(使用車両)

第3条 避難車両として使用する車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙が所有するマイクロバスのほか、車椅子に対応が可能な車両
- (2) 上記車両に係る運転者

(手続等)

第4条 甲は、第2条の規定により避難用車両の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難（運行）経路
- (2) 搬送予定人員
- (3) 搬送開始予定時間及び終了予定時間

(誘導員の確保)

第5条 甲は、乙が提供する避難用車両に誘導員を同乗させ、避難住民の乗降、避難経路の確認を行わせるものとする。

2 第3条第2号の運転者は、前項に掲げる者と協力して、避難住民の安全確保に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 避難活動に係る避難車両の燃料代は甲が負担するものとし、これ以外の経費については乙が負担するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度において自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書6通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

資料編 5

平成19年7月1日

甲 樺戸郡月形町1219番地
月形町
月形町長 櫻庭 誠 二

乙 樺戸郡月形町字当別原野215番地
障がい者支援施設 雪の聖母園
統括管理者 上坂 隆 一

樺戸郡月形町1036番地102
知的障害者更生施設 つきがた友朋の丘
施設長 菅 雅 嗣

樺戸郡月形知来乙46番地30
特別養護老人ホーム 月形愛光園
施設長 伊藤 隆 之

樺戸郡月形町字当別原野417番地
月形藤の園 特養部・養護部
施設長 山口 雄 司

樺戸郡月形町81番地72
医療法人社団 北柳会
理事長 金 弘 洙

(総則)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、月形町（以下「甲」という。）が、月形町内の社会福祉法人等（以下「乙」という。）に対し、災害時要援護者の避難施設として乙の運営する社会福祉施設等の使用協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの支援を求める者又は必要と判断される者をいう。

- (1) 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている児童
- (2) 療育手帳（A判定又はB判定）の交付を受けている者
- (3) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 障がい者支援施設 雪の聖母園
- (2) 知的障害者更正施設 つきがた友朋の丘
- (3) 特別養護老人ホーム 月形愛光園
- (4) 月形藤の園 特養部・養護部
- (5) 老人保健施設 月形緑苑

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、支援員及びボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

資料編 5

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度において自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書6通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年7月1日

甲 樺戸郡月形町1219番地

月形町

月形町長 櫻庭 誠 二

乙 樺戸郡月形町字当別原野215番地

障がい者支援施設 雪の聖母園

統括管理者 上坂 隆 一

樺戸郡月形町1036番地102

知的障害者更生施設 つきがた友朋の丘

施設長 菅 雅 嗣

樺戸郡月形知来乙46番地30

特別養護老人ホーム 月形愛光園

施設長 伊藤 隆 之

樺戸郡月形町字当別原野417番地

月形藤の園 特養部・養護部

施設長 山口 雄 司

樺戸郡月形町81番地72

医療法人社団 北柳会

理事長 金 弘 洙

資料編 5

協定書についての解釈基準

| 条 項 | 解 釈 の 基 準 |
|----------------------------|--|
| 第1条第1項 (避難を余儀なくされた場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・ 支援者が死亡、負傷等により自宅で生活ができない場合 ・ その他これに準ずると認められる場合 |
| 第3条第2項 (できる限り受託) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所基準該当について定員を超えて受け入れること。 ・ ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。 |
| 第6条第1項 (自施設への移送) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として甲又は避難者の家族等が移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。 |
| 第8条第1項 (経費の負担) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、介護保険制度及び支援費制度性等の支給基準等により甲が負担するものとするが、要した経費、その他事情等を勘案し甲乙協議する。 |
| 第9条 (受入れ可能人員、支援者数、必要物資) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・ 施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数） ・ 必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量） |
| 第11条（疑義の解決） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑義の協議事項は、文書により残すものとする。 |

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

月形町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1） 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2） 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

| 名称 | 電話番号 |
|--------------|-------------------------|
| 月形町 総務 課（代表） | 0 1 2 6 - 5 3 - 2 3 2 1 |
| （休日・緊急時） | 0 1 2 6 - 5 3 - 2 3 2 1 |

資料編 5

(乙の連絡先の表示)

| 名称 | 電話番号 |
|--------------------|---------------------------|
| 岩見沢営業所 (代表) | 0 1 2 6 - 2 2 - 6 1 3 8 |
| 本社総務部 (夜間・休日／衛星携帯) | 0 8 0 - 1 0 1 7 - 0 1 3 8 |

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年 5月28日

甲 樺戸郡月形町1219番地
月形町長 櫻庭 誠二

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 角 野 中原

資料編 5

5-8

災害時における月形郵便局と月形町の協力に関する協定

月形町内郵便局（以下「甲」という。）及び月形町（以下「乙」という。）は、月形町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、月形町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る。）
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に定めるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（会議）

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

（訓練）

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

資料編 5

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 郵便局株式会社月形郵便局長
- 乙 月形町総務課長

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年6月30日から平成21年6月29日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年5月30日

甲 住所 樺戸郡月形市北5
月形町内郵便局
代表 郵便局株式会社 月形郵便局長 張 江 円

乙 住所 樺戸郡月形町1219
月形町長 櫻庭誠二

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次の掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供あつせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあつせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあつた事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分けするものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の内容）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町

資料編 5

村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることのできない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認め時は、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1

資料編 5

通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 20 年 6 月 10 日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

別 表

| 地域区分 | 構成市町村 |
|------|------------|
| 石狩支庁 | 石狩支庁管内の市町村 |
| 渡島支庁 | 渡島支庁管内の市村 |
| 檜山支庁 | 檜山支庁管内の町 |
| 後志支庁 | 後志支庁管内の市町村 |
| 空知支庁 | 空知支庁管内の市町村 |
| 上川支庁 | 上川支庁管内の市町村 |
| 留萌支庁 | 留萌支庁管内の市町村 |
| 宗谷支庁 | 宗谷支庁管内の市町村 |
| 網走支庁 | 網走支庁管内の市町村 |
| 胆振支庁 | 胆振支庁管内の市村 |
| 日高支庁 | 日高支庁管内の町 |
| 十勝支庁 | 十勝支庁管内の市町村 |
| 釧路支庁 | 釧路支庁管内の市町村 |
| 根室支庁 | 根室支庁管内の市町 |

資料編 5

5-10

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、月形町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災個所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他の特段の定めのある場合は除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

資料編 5

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義が生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年 5月31日

甲 北海道開発局長

乙 月形町長

協 定 書

災害等の発生時における月形町と北海道エルピーガス
災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害等の発生時における月形町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

月形町(以下「甲」という。)と北海道エルピーガス災害対策協議会(以下「乙」という)は、月形町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害等の発生時」という。)における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定における「災害時」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対応事態(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急処理事態をいう。)により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

(協力体制の確保)

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

(応急・復旧活動支援の範囲)

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所へのLPガス供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

(応急・復旧活動の支援要請)

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害対策本部会議等への参加)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲の設置する月形町災害対策本部会議、月形町国民保護対策本部会議等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

資料編 5

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人権費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払に責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に情事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その場合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 8月10日

甲 樺戸郡月形町1219番地
月形町
月形町長 櫻庭 誠 二

乙 岩見沢市7条東1丁目
北海道エルピーガス災害対策協議会

資料編 5

現地本部長 三 品 優 次
災害対策現地本部長 大 柄 秀 美

(協定の目的)

第1条 この協定は、月形町（以下「甲」という。）、陸上自衛隊第2地対艦ミサイル連隊（以下「乙」という。）札幌方面岩見沢警察署（以下「丙」という。）及び岩見沢地区消防事務組合（以下「丁」という。）が、大規模災害等（甲、乙、丙及び丁の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。以下同じ。）に際して、連携し迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

(情報の連絡)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、大規模災害等に備えるため、平素から災害等関係資料（災害発生対策資料、地誌資料、活動拠点資料及び住民避難資料を含む。）及び情報を共有するものとし、大規模災害等が発生した場合には、速やかに当該大規模災害等に係る情報を収集し、相互に連絡の上、情報の共有に努めるものとする。この場合において、連絡する情報とその基準は、別表第1のとおりとする。

(情報の使用)

第3条 相互に共有した情報は、大規模災害等対処のための状況判断に活用するほか、第1条の目的のために使用し、第三者への提供は行わないものとし、情報の保全に留意する。

(平素の連絡調整)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、平素より大規模災害等に係る連絡及び調整を緊密に行う体制を整えるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、それぞれ連絡責任者を指定し、電話等の連絡により情報を共有するものとする。なお、連絡責任者は、別表第2のとおりとする。

3 甲、乙、丙及び丁のいずれかの申し出により、必要に応じ、連絡調整会議を開催することができる。

4 前項の会議は、甲が招集するものとする。

(防災訓練、会議への参加等)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、甲、乙、丙及び丁が主催する災害に関する防災訓練、会議等に積極的に参加・協力するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、防災訓練等の実施を効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要が生じた場合は、災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

(災害の発生する恐れがある場合の対応)

第6条 甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の状況等の情報

資料編 5

を乙、丙及び丁に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により情報を受けた乙、丙及び丁は、必要に応じ甲の設置する警戒本部等に連絡員を派遣するものとする。
- 3 甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を必要とする場合又は北海道警察本部長に対し警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、あらかじめ乙、丙及び丁に対し災害派遣を必要とする情報等の提供を行うものとする。
- 4 前項の規定により情報を受けた乙、丙及び丁は、円滑に災害応急対策を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。
- 5 何らかの理由により第1項の規定による連絡を甲が行うことができない場合は、乙、丙及び丁の判断により連絡員を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

(災害対策本部への連絡員の派遣)

第7条 乙、丙及び丁は、必要に応じ甲が設置する災害対策本部に連絡員等を派遣するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、連絡員等が派遣された場合は、災害対策本部内に、連絡調整所の開設に必要な場所、施設及び電話機を提供する等の所要の措置を行うものとする。

(活動拠点の設置)

第8条 甲は、乙、丙及び丁が災害応急対策活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙、丙及び丁に提供するものとする。

(場外離着陸場等の使用)

第9条 甲、乙、丙及び丁は自ら行う業務に支障のない範囲において、相互に場外離着陸場の使用を認めるものとする。

(費用弁償等)

第10条 北海道知事の災害派遣要請により乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次頁に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

- 2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち次に掲げるものは、乙の負担とする。
 - (1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用等
 - (2) 乙の災害応急対策活動中に発生した損害賠償に係る費用
- 3 前各項に定める費用及びこれ以外の費用で負担区分に疑義を生じた場合は、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令によるほか、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

資料編 5

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲乙丙丁いずれからも何らかの意思表示がないときには、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

本規定の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記入押印の上、それぞれ 1 通を所持する。

平成 2 3 年 1 1 月 8 日に締結された協定は、これを廃止する。

平成 2 7 年 6 月 2 2 日

甲 樺戸郡月形町 1 2 1 9 番地
月形町
月形町長 櫻 庭 誠 二

乙 美唄市字美唄 1 5 3 6 - 1
陸上自衛隊第 2 地对艦ミサイル連隊
連隊長 木之田 進

丙 岩見沢市 1 0 条東 2 丁目 1 番地
札幌方面岩見沢警察署
署 長 山 崎 正 史

丁 岩見沢市 6 条東 1 丁目
岩見沢地区消防事務組合
消防長 北 敏 之

連絡する情報及び基準

| 情報の種類 | 情報共有する基準 (提供元) |
|-------------------|---|
| 指定河川における洪水に関する情報 | はん濫注意水位を超えた場合 (月形町) |
| 避難行動要支援者等に関する情報 | 1 災害の発生に備える場合。ただし、避難行動要支援者名簿の提供に関して、避難行動要支援者本人の同意が得られない場合は、この限りではない。(月形町) 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認める場合 (月形町) |
| 風水害に関する情報 | 複数箇所における道路の冠水、田畑、複数家屋の浸水発生時 (共通) |
| 地震に関する情報 | 震度 4 以上の地震が発生した場合の被害状況 (月形町) |
| 雪害に関する情報 | 積雪による住宅倒壊、孤立、広範囲にわたる道路通行止があった場合 (共通) |
| 火災に関する情報 | 大規模な火災又は林野火災が発生した場合 (消防等) |
| 崖崩れに関する情報 | 崖崩れ、土石流の発生、道路、河川の寸断があった場合 (共通) |
| 鉄道事故又は航空機事故に関する情報 | 鉄道における列車の衝突若しくは脱線又は航空機に係る墜落若しくは物件の落下が発生した場合 (共通) |
| 危険物等災害に関する情報 | 危険物、高圧ガス、毒劇物若しくは火薬類の漏えい又は漏えいによる火災若しくは爆発が発生した場合 (共通) |
| 原子力災害に関する情報 | 原子力発電所等における事故若しくは放射性物質の流出が発生し、又は発生したおそれがある場合 (共通) |
| 道への被害状況報告に関する情報 | 道への被害状況報告の都度 (月形町) |
| 国民保護に関する情報 | 武力攻撃災害等 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号) に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害をいう。) が発生した場合又は兆候を認知した場合 (共通) |
| 矯正施設等における避難に関する情報 | 矯正施設等内で避難等の処置が必要な場合 (共通) |
| 災害等による不明者に関する情報 | 災害等による不明者のほか、山菜取りなどの不明者情報 (共通) |
| その他の情報 | 住民生活への影響若しくは社会的反響が大きい事態 (大規模停電・大規模断水・感染症及び伝染病を含む) が発生し、または発生するおそれがある場合 (共通) |

連絡責任者 (基準)

| 機関名等 | 連絡責任者 | | 電話番号等 |
|---------------------------|------------|------------------------------|--|
| 月形町 | 総務課 | 危機管理係 | TEL 0126-53-2321 FAX 0126-53-4373 E-Mail kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp |
| 陸上自衛隊 第2地对艦 ミサイル連隊 | 第3科 第2科 | 第3科長 連絡幹部 第2科長 情報幹部 | TEL 0126-62-7141 第3科長(内 235) 第2科長(内 225) 駐屯地当直(内 302) FAX 0126-62-7141(内 433) E-Mail lab2ssmr-na@inet.gsdf.mod.go.jp |
| 札幌方面 岩見沢警察署 | 警備課 | 警備課長 | TEL 0126-22-0110 FAX 0126-24-0190 |
| 岩見沢地区 消防事務組合 岩見沢消防署 | 通信 救急課 | 通信 救急課長 | TEL 0126-22-7445 FAX 0126-25-1892 E-Mail tsushin@i-hamanasu.jp |
| 岩見沢地区 消防事務組合 月形支署 | 警防係 | | TEL 0126-53-2154 FAX 0126-53-2396 E-Mail shobo@town.tsukigata.hokkaido.jp |

南空知4市5町（以下「協定市町」という。）は、災害の種類、規模によって国・道の支援を請う場合を除き、相互扶助の精神に基づき、協定市町の区域内で災害が発生し避難先等の確保が十分に実施できない場合には、協定市町間の相互応援で当該被災者の安全確保等を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者への緊急避難先又は一時宿泊施設の提供及びあっせん。
- (2) 被災者への食料・飲料水・生活必需物資の提供及びあっせん。
- (3) その他、被災区域の首長から特に要請のあった事項。

（応援の要請手続き）

第2条 被災区域の首長は、他の協定市町に対し直接、次の事項を明らかにして電話等速やかに連絡するとともに、文書通知を行うものとする。

- (1) 被害の種類と状況及び被災者概数
- (2) 前条に掲げる施設・物資等の必要数量

2 応援の要請を受けた首長は、応援実施の可否を直ちに通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側で負担するものとする。

（連絡担当主管課）

第4条 協定市町は、前条までの相互応援を円滑に実施するため、それぞれ連絡担当主管課を定めておくものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が発生したときには、必要に応じて直近の首長会議で協議し正式に定めるものとする。ただし、首長会議のいとまがない場合には、応援の要請した側及び受理した側の間において協議し、決定するものとし、その内容については、直近の首長会議に報告するものとする。

附則

この協定は、平成24年11月26日から施行する。

この協定はの締結を証するため、協定市町長と北海道空知総合振興局長は、それぞれ記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月26日

資料編 5

(南空知 4 市 5 町)

夕張市長

鈴木 直道

南幌町長

三好 富士夫

岩見沢市長

松野 哲

由仁町長

竹田 光雄

美唄市長

高橋 幹夫

長沼町長

戸川 雅光

三笠市長

小林 和男

栗山町長

椿原 紀昭

月形町長

櫻庭 誠二

(特別立会) 北海道空知総合振興局長 武田 裕二

月形町（以下「甲」という。）と株式会社共生レンテム美唄営業所（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における機械及び機器（以下「機器」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に機器の調達が必要となった場合は、乙に機器の借受けを要請することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の要請があったときは、乙の営業の支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに、これに応じるよう協力するものとする。

（機器の範囲）

第2条 甲が乙に借り受けを要請する機器は、次に掲げるものとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で貸し付けるものとする。

- | | | |
|-----------|-----------|------------------|
| (1) 仮設トイレ | (2) 仮設ハウス | (3) 移動式暖房機器 |
| (4) 発電機 | (5) 水中ポンプ | (6) 重機関係 |
| (7) レンタカー | (8) 照明機器 | (9) その他、甲が指定する機器 |

（要請の方法）

第3条 第1条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにして文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭又は電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 必要とする機材の種類及び数量
- (3) 機材の引渡し場所
- (4) その他必要な事項

（料金）

第4条 機器の貸借に係る料金は、災害発生直前における適正な料金を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 機器の設置場所は、甲の指定する場所とし、甲の職員が確認のうえ引取るものとする。返却の場合も同様とする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において、乙が機器を配送する車両を優先車両として通行できるよう配慮する

資料編 5

ものとする。

(料金の支払い)

第7条 甲は、甲が借り受けた機器の料金を、原則として、1箇月ごとに支払うものとする。

(担当者の通知)

第8条 甲及び乙は、本協定の取扱担当者を定め、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から換算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対し何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名捺印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年 2月19日

甲(住所) 樺戸郡月形町1219番地
(氏名) 月形町
月形町長 櫻庭 誠 二

乙(住所) 美唄市字美唄1147番地22
(氏名) 株式会社共成レンテム美唄営業所
所長 川副 浩幸

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、支援隊、救急隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

資料編 5

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の熱料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則と

資料編 5

して要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年4月1日

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 札 | 幌 | 市 | 長 | 板 | 垣 | 武 | 四 |
| 函 | 館 | 市 | 長 | 木 | 戸 | 浦 | 隆 |
| 小 | 樽 | 市 | 長 | 新 | 谷 | 昌 | 明 |
| 旭 | 川 | 市 | 長 | 坂 | 東 | | 徹 |
| 室 | 蘭 | 市 | 長 | 岩 | 田 | 弘 | 志 |
| 釧 | 路 | 市 | 長 | 鱒 | 淵 | 俊 | 之 |
| 帯 | 広 | 市 | 長 | 高 | 橋 | 幹 | 夫 |
| 夕 | 張 | 市 | 長 | 中 | 田 | 鉄 | 治 |
| 苫 | 小 | 牧 | 市 | 鳥 | 越 | 忠 | 行 |
| 美 | 唄 | 市 | 長 | 滝 | | | 正 |
| 芦 | 別 | 市 | 長 | 東 | 田 | 耕 | 一 |
| 江 | 別 | 市 | 長 | 岡 | | 英 | 雄 |
| 赤 | 平 | 市 | 長 | 親 | 松 | 貞 | 義 |
| 三 | 笠 | 市 | 長 | 能 | 登 | 和 | 夫 |
| 根 | 室 | 市 | 長 | 大 | 矢 | 快 | 治 |
| 千 | 歳 | 市 | 長 | 梅 | 沢 | 健 | 三 |
| 歌 | 志 | 内 | 市 | 堀 | 内 | 日 | 出男 |

| | |
|-----------------|-------|
| 登別市長 | 上野晃 |
| 恵庭市長 | 浜垣実 |
| 伊達市長 | 阿部政康 |
| 広島市長 | 久保武 |
| 森町長 | 湊美喜夫 |
| 八雲町長 | 牧野貞一 |
| 長万部町長 | 西田君雄 |
| 上砂川町長 | 三上賢一 |
| 増毛町長 | 本間泰次 |
| 留辺蘂町長 | 坂本悟朗 |
| 白老町長 | 見野全 |
| 石狩北部地区消防事務組合管理者 | 配野定平 |
| 渡島西部広域事務組合管理者 | 藪内裕 |
| 南渡島消防事務組合管理者 | 海老澤順三 |
| 渡島東部消防事務組合管理者 | 飯田満 |
| 松山広域行政組合理事長 | 木村義信 |
| 羊蹄山ろく消防組合管理者 | 宮下雄一郎 |
| 岩内寿都地方消防組合管理者 | 岩城成治 |
| 北後志消防組合管理者 | 阿部省吾 |
| 滝川地区広域消防事務組合組合長 | 吉岡清栄 |
| 岩見沢地区消防事務組合管理者 | 能勢邦之 |
| 深川地区消防組合管理者 | 藤田守也 |
| 砂川地区広域消防組合組合長 | 中川徳男 |
| 南空知消防組合管理者 | 佐藤 |
| 上川北部消防事務組合管理者 | 櫻庭康喜 |
| 士別地方消防事務組合管理者 | 檜木実 |
| 上川南部消防事務組合管理者 | 酒匂佑一 |
| 大雪消防組合管理者 | 水上博 |
| 上川中部消防組合管理者 | 大方春一 |
| 富良野地区消防組合組合長 | 滝口国一郎 |
| 北留萌消防組合管理者 | 押之見松彦 |
| 留萌消防組合管理者 | 五十嵐悦郎 |
| 稚内地区消防事務組合管理者 | 浜森辰雄 |
| 利尻礼文消防事務組合管理者 | 保野力雄 |
| 南宗谷消防組合管理者 | 三浦進 |
| 網走地区消防組合管理者 | 安藤哲郎 |
| 北見地区消防組合管理者 | 久島正 |
| 紋別地区消防組合管理者 | 金田武 |

資料編 5

| | |
|----------------|---------|
| 遠軽地区広域組合管理者 | 小 林 義 幸 |
| 美幌・津別消防事務組合管理者 | 大 上 重 文 |
| 斜里地区消防組合管理者 | 午 来 昌 |
| 西胆振消防組合管理者 | 岡 村 正 吉 |
| 胆振東部消防組合管理者 | 谷 内 信 雄 |
| 日高東部消防組合管理者 | 谷 川 弘一郎 |
| 日高中部消防組合管理者 | 種 村 種 光 |
| 日高西部消防組合管理者 | 浦 田 豊 |
| 西十勝消防組合管理者 | 矢 地 宏 三 |
| 北十勝消防事務組合管理者 | 金 子 尚 一 |
| 東十勝消防事務組合管理者 | 林 照 男 |
| 池北三町行政事務組合管理者 | 富 田 秋 雄 |
| 南十勝消防事務組合管理者 | 泉 耕 治 |
| 釧路北部消防事務組合組合長 | 横 山 徳 住 |
| 釧路東部消防組合管理者 | 澤 田 昭 夫 |
| 釧路西部消防組合管理者 | 千 葉 清 |
| 根室北部消防事務組合組合長 | 進 藤 松 吉 |

附則（平成6年7月25日）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

資料編 5

別表

| 地域 | 構成市町等 |
|------|--|
| 道西地域 | 函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、桧山広域行政組合 |
| 道南地域 | 室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合 |
| 道央地域 | 札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合 |
| 道北地域 | 旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合 |
| 道東地域 | 釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合 |

資料編 5

5-16

災害時における貨物自動車輸送の協力に関する 月形町と札幌地区トラック協会岩見沢支部との協定書

月形町（以下「甲」という。）と、札幌地区トラック協会岩見沢支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、月形町内に地震、豪雪、暴風、その他異常な自然現象または大規模な火事、爆発、その他の大規模な事故により災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、食料、生活雑貨、医薬品及び防災資機材等の物資（以下「物資等」という。）の輸送について、甲が乙に自動車運送（以下「輸送」という。）の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、「月形町災害対策本部」を設置し、災害時の物資用輸送車両が不足するときまたは必要とするときは、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲の要請手続は、月形町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 要請にあたっては、次に掲げる事項を口頭または電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、災害時における貨物自動車輸送の緊急救援輸送要請書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請車両台数
- (3) 要請期間及び要請物資
- (4) 派遣場所の担当部局の名称と担当者名
- (5) その他必要事項

（協 力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、札幌地区トラック協会岩見沢支部管内に事業所を有する加盟運送事業者間の調整を行い、最も効率的な輸送が可能な運送事業者（以下「受託事業者」という。）を決定して甲に通知するものとする。

（輸送業務）

第5条 受託事業者は、本部長の指揮に従い、町役場、物資供給地点、災害時医療拠点病院及び災害時に協定している食料品等物資の供給企業から各一般避難場所等への物資等の輸送業務に従事するものとする。

資料編 5

(報 告)

第6条 乙は、前条に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭または電話等をもって甲に報告するものとし、事後、災害時における貨物自動車輸送の緊急救援輸送の実績報告書(様式2)を提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離数
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第7条 輸送の協力を要した経費は、甲の負担とする。

(経費の請求)

第8条 乙は、受託事業者の輸送活動実績を集計し、甲に対して一括請求するものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条に基づき経費の支払い請求があった場合は、月形町の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(運賃等)

第10条 甲が使用した車両にかかる運賃または料金は、受託事業者が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第11条に基づき、国土交通大臣に届け出ている額による。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時における円滑な輸送協力が図れるよう、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定及び事務手続きに関する連絡責任者は、甲にあつては月形町総務課長、乙にあつては札幌地区トラック協会岩見沢支部長とする。

(情報の提供)

第13条 乙は、輸送諸活動中に覚知した災害被害状況を積極的に甲に提供するものとする。

(職員の同乗)

第14条 甲は、必要に応じて、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に職員の同乗を要請することができる。

資料編 5

(要請の特例)

第 15 条 甲は、緊急を要する輸送を行う必要が生じた場合において、休日、夜間その他やむを得ない事情により、乙と連絡が取れない場合は、第 2 条の規定に関わらず、第 4 条に掲げる事業者に直接要請できるものとする。

(通 知)

第 16 条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、一般避難場所など防災関係資料の修正の都度、乙に通知するものとする。

2 定期的な協議の場は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

(協定の円滑化)

第 17 条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次により相互の連携を図るものとする。

(1) 甲は、協定が円滑に行われるよう、主催する防災訓練に乙の参加を要請するものとする。

(2) 乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、協力が円滑に行われるよう積極的に参加するものとする。

(協定の有効期間)

第 18 条 本協定の有効期間は協定締結日から 1 年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方またはいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

(雑 則)

第 19 条 この協定の実施に関し、必要な細部手続きは、双方協議して定めるものとする。

第 20 条 この協定は、平成 26 年 8 月 7 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証 2 通を作成し当事者記名のうえ各 1 通保有する。

平成 26 年 8 月 7 日

甲 樺戸郡月形町 1 2 1 9 番地
月 形 町
代表者 月形町長 櫻 庭 誠 二

乙 岩見沢市大和 2 条 8 丁目 1 - 1 1
札幌地区トラック協会岩見沢支部
代表者 支部長 工 藤 修 二

月形町（以下「甲」という。）と南空知地方石油業協同組合（以下「乙」という。）とは、月形町内に地震、風水害、その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は乙に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

（1）甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油

（2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供

（3）乙が取り扱う物資（第1項第1号及び第1項第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（様式1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙は通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第3条 乙は、第1条の協力を行った場合には、口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（様式2）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条の規定により、乙が供給した石油類燃料等の対価及び乙が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、前条に基づき経費の支払い請求があった場合は、月形町の規定に基づき速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ない事由が発生し供給等を中断し

資料編 5

た時は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、この協定を円滑に推進するために広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定及び事務手続きに関する連絡責任者は、甲にあつては月形町総務課長、乙にあつては南空知地方石油業協同組合理事長とする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び、この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年11月25日

甲 樺戸郡月形町1219番地
月形町
月形町長 櫻庭 誠 二

乙 岩見沢市大和3条7丁目10番地
南空知地方石油業協同組合
理事長 酒井 茂